

静岡県砂防指定地管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第43号

静岡県砂防指定地管理条例の一部を改正する条例

静岡県砂防指定地管理条例（平成15年静岡県条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(届出等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 許可を受けた者は、当該許可に係る行為を終了し、中止し、又は廃止したときは、7日以内に、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(監督処分)</p> <p>第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、治水上砂防のため必要な限度において、この条例の規定によってした許可を取り消し、若しくはその許可に付した条件を変更し、又はその行為の中止、砂防指定地に存する施設若しくは工作物の改築、移転若しくは除却、当該施設若しくは工作物により生ずる損害を防止するために必要な施設をすること、<u>若しくは原状回復を命ずることができる。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(届出等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 許可を受けた者は、当該許可に係る行為を終了し、中止し、又は廃止したときは、7日以内に、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。<u>この場合において、当該許可に係る行為が規則で定める行為であるときは、知事の検査を受けなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(監督処分)</p> <p>第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、治水上砂防のため必要な限度において、この条例の規定によってした許可を取り消し、若しくはその許可に付した条件を変更し、又はその行為の中止、砂防指定地に存する施設若しくは工作物の改築、移転若しくは除却、当該施設若しくは工作物により生ずる損害を防止するために必要な施設をすること<u>その他必要な措置を講ずること若しくは原状回復を命ずることができる。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(公表)</u></p> <p>第14条 知事は、<u>前条第1項に規定する処分又は同項の規定による命令をしたときは、その旨及び当該処分又は命令の内容を公表することができる。</u></p> <p><u>2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、</u></p>

<p>(委任)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、 <u>1年</u>以下の懲役又は<u>2万円</u>以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(両罰規定)</p> <p>第16条 (略)</p>	<p>するときは、<u>静岡県行政手続条例（平成7年静岡県条例第35号）第3章第3節の規定の例により、当該公表に係る者について、意見陳述のための手続を執らなければならない。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、 <u>2年</u>以下の懲役又は<u>100万円</u>以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(両罰規定)</p> <p>第17条 (略)</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。